



毎月10日発行



宜野湾市国道58号線

- 1 第49回 公益社団法人 沖縄県トラック協会 定時総会を開催 陸上貨物運送事業労働災害防止協会沖縄県支部 通常総会を開催
- 3 令和7年度 陸運関係功労者等の沖縄総合事務局 陸運事務所長表彰《陸運関係功労者、優良運行管理者、貨物自動車運送事業安全性優良事業所》受賞おめでとうございます!!
- 4 令和7年度 各種助成事業説明会を開催しました 集団健康診断を実施しました!
- 5 2025年度 第2回初任運転者・一般運転者・指導監督者等に対する安全運転教育研修の開催について
- 7 引越基本講習の開催について
- 9 引越管理者講習の開催について
- 11 価格転嫁に向けた運賃交渉等相談会の開催について
- 13 荷待時間や荷役作業・附帯業務の「業務記録」への記録義務の対象が、全車両に拡大
- 14 運送契約締結時の書面交付義務化
- 15 実運送体制管理簿の作成・情報通知の義務化
- 16 委託先への発注適正化(健全化措置)運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務化
- 17 優秀運転者顕章候補者の推薦について(お願い)
- 18 「賃金引上げ等の実態に関する調査」にご協力ください。
- 19 事業者が行う退避や立入禁止等の措置について — 令和7年4月から労働安全衛生規則等が一部改正 —
- 20 事業者が行う退避や立入禁止等の措置に係る労働安全衛生規則一部改正のQ&A
- 22 軽油価格推移表(全国平均・沖縄地区)
協会日誌(行事予定)
会員だより

裏表紙 税の特例が活用できます!

第49回

公益社団法人 沖縄県トラック協会 定時総会を開催 陸上貨物運送事業労働災害防止協会沖縄県支部 通常総会を開催

去る令和7年5月28日(水)に当協会の「第49回定時総会」がロワジールホテル那覇で開催された。冒頭、会員626事業者中、委任状を含め417事業者の出席があり総会が有効に成立した旨の報告があり、新城会長の挨拶の後、議事進行が行われた。

議事では、令和6年度事業報告、令和7年度事業計画、令和7年度収支予算について報告した後、第1号議案として令和6年度貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書、財産目録承認の件が原案どおり可決承認された。第2号議案として定款の一部改正の件が原案どおり可決承認された。第3号議案として任期満了に伴う役員改選の件が審議され、理事25名、監事2名について原案どおり可決承認された。

休憩をはさんで、陸上貨物運送事業労働災害防止協会沖縄県支部の総会に移り、令和6年度事業報告等第1号議案から第5号議案までの議案が審議され、原案どおり可決承認された。

なお、第5号議案の役員改選については、理事2名（支部長及び副支部長）、監事2名の提案があり、原案どおり可決承認された。

総会終了後、理事会が行われ、会長・副会長（3名）及び専務理事、常務理事の選任が行われた（次頁参照）。



開会挨拶（新城会長）



総会の様子



表彰状・記念品授与



来賓挨拶
(代読：沖縄総合事務局 崎濱陸上交通課長)



懇親会来賓祝辞
(沖縄総合事務局陸運事務所 野原所長)



懇親会の様子

公益社団法人 沖縄県トラック協会 役員名簿

(令和7年5月28日～令和9年定時総会終了時まで)

	N0	協会役職	氏 名	会 社 名	会社役職	所属支部等
	1	会 長	新 城 英 一	大成通運(株)	代表取締役社長	那 覇 支 部
	2	副 会 長	伊是名 昇 英	(株)嶋運送	代表取締役会長	同 上
	3	副 会 長	新 垣 正 仙	(株)小禄運輸	代表取締役社長	同 上
	4	副 会 長	上 原 勇 人	沖縄西濃運輸(株)	会 長	同 上
○	5	理 事	新 垣 大	(有)パルス物流	代表取締役社長	同 上
	6	理 事	三 蔵 聡	南西流通サービス(株)	代表取締役社長	同 上
	7	理 事	吉 里 国 男	(有)マルヨシ運輸	代表取締役社長	同 上
	8	理 事	高 良 憲 光	沖縄NXエアカーゴサービス(株)	代表取締役副社長	同 上
	9	理 事	潮 平 寛 胤	(株)ロジカルサポート	代表取締役社長	同 上
	10	理 事	大 城 浩 幸	(株)沖食商事	代表取締役社長	同 上
	11	理 事	渡慶次 賀 先	(有)グリーンいとまん	代表取締役常務	南 部 支 部
	12	理 事	高 安 清 政	(株)おなが運輸	代表取締役社長	同 上
	13	理 事	吉 本 仁	(有)吉本工業	代 表 取 締 役	中 部 支 部
○	14	理 事	與那嶺 修	(有)ヒ口建設	代表取締役社長	同 上
	15	理 事	崎 原 清	北部港運(株)	代表取締役社長	北 部 支 部
	16	理 事	上 原 良 彦	つばさ運送	代 表 者	同 上
○	17	理 事	亀 川 康 則	宮古港運(株)	常 務 取 締 役	宮 古 支 部
○	18	理 事	與 儀 盛	丸英運送	代 表 者	同 上
○	19	理 事	前 原 愛 一	八重山港運(株)	常 務 取 締 役	八重山支部
	20	理 事	内 原 和 彦	内原運送	代 表 者	同 上
○	21	理 事	宮 城 尚 弘	沖縄郵便通送(株)	専 務 取 締 役	青年部協議会
○	22	理 事	金 城 隆 子	(株)プログレス31	代 表 取 締 役	女 性 部 会
○	23	外部理事	照 屋 俊 幸	弁護士法人テルト法律事務所	代 表 弁 護 士	員 外
	24	専務理事	宇 崎 勉	(公社)沖縄県トラック協会	専 務 理 事	員 外
○	25	常務理事	仲村渠 邦 男	(公社)沖縄県トラック協会	常務理事兼事務局長	員 外
	26	監 事	高 良 政 喜	(資)高良運送	専 務	那 覇 支 部
○	27	外部監事	町 田 真 子	EY税理士法人 沖縄事務所	税 理 士	員 外

○ 新任

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 沖縄県支部 役員名簿

(令和7年5月28日～令和9年通常総会終了時まで)

	N0	支部役職	氏 名	会 社 名	会社役職	備 考
	1	支 部 長	新 城 英 一	大成通運(株)	代表取締役社長	
	2	副支部長	潮 平 寛 胤	(株)ロジカルサポート	代表取締役社長	
	3	監 事	上 原 勇 人	沖縄西濃運輸(株)	会 長	
	4	監 事	三 蔵 聡	南西流通サービス(株)	代表取締役社長	

令和7年度 陸運関係功労者等の沖縄総合事務局陸運事務所長表彰 《陸運関係功労者、優良運行管理者、貨物自動車運送事業安全性優良事業所》 受賞おめでとうございます!!

令和7年度沖縄総合事務局陸運事務所長表彰（陸運関係功労者、優良な運行管理者、貨物自動車運送事業安全性優良事業所）の表彰式が6月13日（金）、沖縄総合事務局陸運事務所にて執り行われました。

この表彰は長期間に亘り、貨物自動車運送事業に精励し、事業の発展に寄与した者や安全性優良事業所（Gマーク）として10年以上継続して認定を受けている事業所に対する表彰です。

受賞された皆様、誠にありがとうございます。今後とも、益々のご活躍を期待申し上げます。

【役 員】 3名（順不同）

- 那覇支部（1名）
潮平 寛胤（株式会社ロジカルサポート）
- 八重山支部（2名）
高那 真清（美崎運輸株式会社）
真栄里昌伸（真栄里運輸）

【運転者】 1名

- 北部支部（1名）
玉城 栄（北部港運株式会社）

【貨物自動車運送事業 安全性優良事業所】 1事業所

- サンエー運輸株式会社 本社



受賞者代表謝辞（潮平 寛胤）



表彰受賞者

令和7年度 各種助成事業説明会を開催しました

当協会では、各種助成金を多くの会員事業者様に積極的に活用して頂くため、標記説明会を6月18日(水)に開催し、70名(うちWeb44名)の方が参加しました。

全日本トラック協会及び当協会の各種助成金要綱、申請様式等を当協会ホームページに掲載しておりますのでダウンロードしてご利用ください。

また、各種助成金の予算には限りがあり予算に達しますと申請期限を待たず受付を終了しますのでお早めの申請をお願いします。



受講の様子

集団健康診断を実施しました!

日 程: 令和7年6月3日(火) ~ 6月7日(土) 5日間

場 所: 九州沖縄トラック研修会館 (実施医療機関: 那覇市医師会)

受診者数: 40事業者 332名

次回予定!

日 時: 令和7年11月5日(水) 予定 **場 所:** 九州沖縄トラック研修会館



表彰受賞者



会員事業者各位

(公社) 沖縄県トラック協会会長

(公印省略)

2025年度 第2回

初任運転者・一般運転者・指導監督者等に対する安全運転教育研修の開催について

平素は、当協会の業務運営にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に基づいた教育研修を下記の日程で開催いたします。

つきましては、参加をご希望される方は下記「6. 申込方法」をご確認の上、申込フォームにてお申込みくださいますようお願い申し上げます。

なお、実施内容の一部は、自社で教育の補完が必要となりますので「別紙」をご確認ください。

記

1. 日 時 令和7年7月29日(火) 9:30～17:00
2. 場 所 九州沖縄トラック研修会館5階(沖縄県トラック協会) 那覇市港町2-5-23
3. 対 象 者 ※「別紙」参照
4. 講 師 ヤマト・スタッフ・サプライ 担当講師
5. 受 講 料 無 料 (昼食は各自でご準備ください。)
6. 申込方法 申込フォームのURL 又は QR コードから申込を行ってください。



※申込期限 7月22日(火) 先着順

<https://forms.gle/FCB97WMQaWVJbNhn6>

7. 注意事項 (1) 研修会終了後には修了証を発行致します。遅れて受講された方、途中退出された方には修了証を発行できませんのでご了承ください。また、「初任運転者」及び「一般運転者」の修了証を交付致します。「指導監督者」、「その他」として受講された方には「一般運転者」の修了証を交付致しますのでご了承ください。
(2) 当日は会場駐車場が混雑し駐車できない場合もございます。お車での参加は極力お控えください。

◎今後の開催予定(日時調整中)

・第3回 11月下旬 ・第4回 2026年2月上旬

<問い合わせ先> (公社) 沖縄県トラック協会 適正化事業課 (TEL: 098-863-0280)

研 修 対 象 者

①※初任運転者に対して（１５時間のうちの６時間）

初任運転者に対する教育項目と時間については、別紙のとおり座学及び実車を用いた指導（積載方法、日常点検、車高等のトラックの構造上の特性）を１５時間以上実施しなければなりません、そのうちの６時間を本研修で受講したこととなります。実車を用いた指導（積載方法、日常点検、車高等のトラックの構造上の特性）を含む残りの９時間以上については事業所で実施する必要があります。

※【初任運転者とは】

安全規則第３条第１項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前３年間に、他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

②一般運転者について

トラック運送事業者が運転者に対して毎年実施しなければならない「指導及び監督の指針」（平成１３年国交省告示第１３６６号。）を１２項目（全ての項目）実施したことになります。

③指導監督者について

トラック運送事業者が運転者に対して毎年実施しなければならない「指導及び監督の指針」（平成１３年国交省告示第１３６６号。）について、実際に指導者として実施している者。指導方法を学び、運転者への教育に活用していただきたいと思います。

※この研修を受講しなければ、教育・指導ができないというものではございません。

貨物運送事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会会長

(公 印 省 略)

引越基本講習の開催について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営等につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、引越事業者各実務担当者（見積り・作業・応対・管理者）への標準引越運送約款他関係法令の周知徹底のための「引越基本講習」を開催いたします。

受講を希望される方はお申込みいただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和 7 年 8 月 25 日（月） 1 0 時 0 0 分～1 6 時 0 0 分（予定）
受付 9 時 3 0 分～9 時 5 0 分
2. 場 所 〒900-0001 那覇市港町 2-5-23（九州沖縄トラック研修会館内）
（公社）沖縄県トラック協会 九州沖縄トラック研修会館 5 階 第一研修室
3. 受講対象者 引越業務実務経験者（予定される方も含む）
4. 講習内容 引越業界の現状について / 標準引越運送約款等の解説
5. 定 員 数 30 名
6. 申込方法 別紙の申込書 兼 受講票に必要事項を記入し、令和 7 年 8 月 12 日（火）までに
FAX 等でお申し込み下さい。（締め切り後の受付はいたしません。）
7. 受講費 協 会 員：2, 0 0 0 円 / 非協会員：3, 5 0 0 円
※受講費は当日徴収いたします。
8. 持 ち 物 筆記用具（講習最後にテストを行いますので、赤ペンもご持参下さい。）

(A) 引越基本講習 〔申込書 兼 受講票〕

(公社) 沖縄県	トラック協会
----------	--------

※所属協会名を記入して下さい。

協会コード

0	4	7
---	---	---

協会員	・	非協会員
-----	---	------

※どちらかに○を付けて下さい

 受講コード
(個人コード)

										0
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

① 氏 名

せい	めい
姓	名

※ふりがなを必ず記入して下さい。

※通常のパソコンで表示できる範囲の漢字を使用して下さい。

② 生年月日

年	月	日
---	---	---

※西暦で記入して下さい。

③ 性 別

男 性	・	女 性
-----	---	-----

※どちらかに○をして下さい。

④ 事業所名

会社名

営業所／支店名

※正式名称で記入して下さい。

⑤ 事業所住所

〒	—	都道府県
---	---	------

⑥ 電話番号・FAX

—	—	—	—
---	---	---	---

※受講者本人と連絡のつく事業所の電話番号・FAX番号を市外局番から記入して下さい。

※受講者本人が、記載漏れの無いよう太枠内①～
⑥に記入して下さい。

受講日	2	0	2	5	年	8	月	25	日
受講地	沖縄		都		道		府		(県)

※提出いただいた個人情報については、引越講習修了証発行に係る業務以外には
使用致しません。また、この書類は返却致しませんのでご了承下さい。

公益社団法人全日本トラック協会

【当日持参して頂くもの】

☐ 筆記用具

※当日確認テストを行います。

自己採点用の赤ペンもご用意下さい。

令和 7 年 6 月 18 日

貨物運送事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会会長

(公 印 省 略)

引越管理者講習の開催について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営等につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、引越事業者各実務担当者（見積り・作業・応対・管理者）への標準 vb 引越運送約款他関係法令の周知徹底のための「引越管理者講習」を開催いたします。

また、本講習は、全日本トラック協会が運営しております引越事業者優良認定制度（引越安心マーク）の申請資格における、“申請するすべての事業所に「引越管理者講習修了者」を配置”のための役割も併せ持っております。

受講を希望される方はお申込みいただきますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 令和 7 年 8 月 26 日（火） 1 0 時 0 0 分～1 6 時 0 0 分（予定）
受付 9 時 3 0 分～9 時 5 0 分
2. 場 所 〒900-0001 那覇市港町 2-5-23（九州沖縄トラック研修会館内）
（公社）沖縄県トラック協会 九州沖縄トラック研修会館 5 階 第一研修室
3. 受講対象者 平成 1 7 年度以降の全ト協統一形式引越基本講習を受講された方
※ 2 0 2 2 年度以前の引越管理者講習修了者の方は更新が必要になります。
4. 講習内容 引越に係るクレーム相談（全ト協に寄せられた引越相談）
見積、請求、延期、破損等について（個人研究・グループ討議）
5. 定 員 数 30 名
6. 申込方法 別紙の申込書 兼 受講票に必要事項を記入し、令和 7 年 8 月 12 日（火）までに
FAX 等でお申し込み下さい。（締め切り後の受付はいたしません。）
7. 受講費 協 会 員： 2, 0 0 0 円 / 非協会員： 3, 5 0 0 円
8. 持 ち 物 ☐ 筆記用具
☐ 名刺（複数枚）
☐ （※前日基本講習を受講された方は、講習で使用したテキストをご持参下さい。）

(B) 引越管理者講習 〔申込書 兼 受講票〕

(公社) 沖縄県 トラック協会

※所属協会名を記入して下さい。

協会コード

0 4 7

協会員 ・ 非協会員

※どちらかに○を付けて下さい

受講コード

(個人コード)

										0
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

① 氏 名

せい	めい
姓	名

※ふりがなを必ず記入して下さい。

※通常のパソコンで表示できる範囲の漢字を使用して下さい。

② 生年月日

年	月	日
---	---	---

※西暦で記入して下さい。

③ 性 別

男 性	・	女 性
-----	---	-----

※どちらかに○をして下さい。

④ 事業所名

会社名

営業所／支店名

※正式名称で記入して下さい。

⑤ 事業所住所

〒	—	都道府県
---	---	------

⑥ 電話番号・FAX

—	—	—	—
---	---	---	---

※受講者本人と連絡のつく事業所の電話番号・FAX番号を市外局番から記入して下さい。

※受講者本人が、記載漏れの無いよう太枠内①～⑥に記入して下さい。

受講日	2 0 2 5 年 8 月 26 日
受講地	沖縄 都 道 府 (県)

※提出いただいた個人情報については、引越講習修了証発行に係る業務以外には使用致しません。また、この書類は返却致しませんのでご了承下さい。

公益社団法人全日本トラック協会

【当日持参して頂くもの】

☐ 筆記用具☐ 名刺

※グループ討議の際、名刺交換致しますので複数枚ご持参下さい。

☐ 引越講習テキスト

※前日基本講習を受講されている方は基本講習で使用了テキストをご持参下さい。

会員事業者 各位

(公社) 沖縄県トラック協会
会 長 新城 英一
(公 印 省 略)

価格転嫁に向けた運賃交渉等相談会の開催について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に格別なるご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、令和6年3月に標準的運賃の告示が改正されたことを踏まえ、荷主企業と会員事業者が抱える価格転嫁に関する課題の解消を図り、運賃設定及び取引先との交渉を支援する「価格転嫁に向けた運賃交渉相談会」を開催いたします。

つきましては、相談を希望される会員事業者については、下記のとおりお申込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 日 時 令和7年9月11日(木) 9:00~17:00
令和7年9月12日(金) 9:00~17:00
※1社あたりの相談時間は原則1時間程度となります。

2. 場 所 (公社) 沖縄県トラック協会 2階 相談室(九州沖縄トラック研修会館)
那覇市港町2-5-23

3. コンサルタント 株式会社コヤマ経営
代表取締役 小山 雅敬 氏

4. 内 容 ・標準的運賃の内容に関すること
・標準的運賃の活用方法に関すること
・価格転嫁の進め方に関すること
・書面化の進め方に関すること 等

5. 相 談 料 無 料

※相談会終了後の電話等による相談、各事業者の交渉資料・運賃表の作成、資料やデータ提供依頼、荷主との打合せ・交渉への立ち合い依頼は、対象外とする。

6. 申込方法 ・下記の事項を必ずご記載の上、メールにて下記期日までにお申込みください。
お申込み後、担当より時間調整のご連絡をいたします。

●必須記載事項

- ①希望日、②事業者名、③担当者、④連絡先、⑤メールアドレス
 - ⑥相談したい内容（具体的に）
- 送付先：ota.tekiseika@okitora.or.jp（適正化事業課）
- ※相談会に参加するのは会場の都合上、原則2名までとする。
人数を超える場合は事前にご相談ください。

●申込期日

両日とも、令和7年8月29日（金）まで。

7. 留意事項
- ・コンサルタントは全ト協指定のコンサルタントとなり、相談内容の秘匿性を考慮して、事業者が安心して相談できるよう事前に秘密保持契約を締結しております。
 - ・相談時間について、9：00～17：00の間の1時間枠での予約となります。
※12：00～13：00の休憩時間を除く。
 - ・相談枠について、両日とも7事業者限定となります。
 - ・全ト協及び沖ト協は、コンサルタントと事業者の個別の運賃相談内容に関与いたしません。
 - ・相談したい内容に応じて、以下に例示するような書類を適宜準備してください。

例：○荷主（元請）との契約書、運賃表 ○直近の決算書類

○原価計算表（実施している場合） ○その他相談内容に必要な書類 等

※ 開示可能な範囲で結構です。荷主名等を伏せて相談することも可能です。

<本件に対する問い合わせ先>

（公社）沖縄県トラック協会 適正化事業課 TEL：098-863-0280

※全車両対象

着荷主側で荷物の取卸し時に荷待・荷役作業等が発生し、
契約書に当該荷役作業等の全てが明記されている場合以外

パターン例 (サンプルB)

15:45	荷卸し地点に到着	
16:00	到着時間の指定時刻 (荷主都合の待機:40分)	
16:40～17:00	取卸し (荷主都合の待機:20分)	→20分
17:20～17:50	附帯業務(搬入れ)	→30分
17:50	出発	

※荷役作業等の合計時間が50分ですが、契約書に明記されていないので記載要件に該当します。

記入見本

荷待時間・荷役作業等記録票(例)

荷主名：株式会社●● 車両番号：● ● ● ●

日付	担当ドライバー	乗降地点等	到着時刻	到着時刻の 予定時刻
●/▲	●● ●●	●●物流センター	15:45	16:00
荷付荷降 開始・終了時刻	荷付時間	到着業務の 開始・終了時刻	積み込み・ <u>取込み</u> の 開始・終了時刻	出発時刻
16:00～16:40 17:00～17:20	60分	17:20～17:50	16:40～17:00	17:50
ドライバーが実施した荷役作業等の内容		(見 [○] 聞 [●]) 荷主側の確認記録	荷主側の確認が 得られなかった場合	荷主側の担当者 不在の場合
1. 積み込み(手回し・機械使用) 2. 取出し(手回し・機械使用) 3. 配列 4. 仕分 5. 検閲・検査 6. 梱包 7. 荷役 8. 積み込み 9. 積み込み 10. 積み込み 11. 検閲()			✓	

※別添「デジタル化などの方法で記録・保存している場合においては、当該事項についての特許が不要です。」
※特約事項に実施した特許発明等の全てが記載されている場合は、所要時間が1時間未満であれば特許出願等についての記載は不要です。
※(例)「貴会(貴団)所有の書籍」には、実際にあっては君主制の創出しの担当者等の、重地において(是費)の担当者等、サイン等記入してください。

※別添「デジタル化などの方法で記録・保存している場合においては、当該事項についての特許が不要です。」

※特約事項に実施した特許発明等の全てが記載されている場合は、所要時間が1時間未満であれば特許出願等についての記載は不要です。

※(例)「貴会(貴団)所有の書籍」には、実際にあっては君主制の創出しの担当者等の、重地において(是費)の担当者等、サイン等記入してください。

6 案無罪・附作・無作や罰金地獄

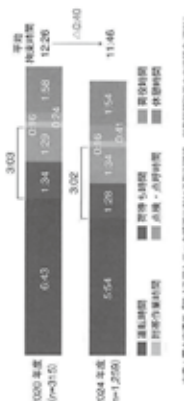
「業務記録」への記録義務の対象が、全車に拡大

トトラックドライバーの長時間労働の是正と適正取引構築のために

荷待ち

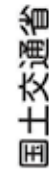


○トラックドライバの「運行場たりの平均時間」を調査

[illegible]

《改正の目的》

改正賃金日額計算標準法（令和5年5月公布）により契約の適正化を図ることとなりますが、賃金日額計算標準法は自身の労働時間・労務状況を記載すること、労務状況（出勤・欠勤・取組等）などを労主から適正に収める相対とすることとなります。

[illegible][illegible]

JIA 公益社団法人 全日本トラック協会

JIA 公益社団法人 全日本トラック協会

全國貨物自動車運送適正化事業実施機関



運送契約の範囲を明確にしよう

改正貨物自動車運送事業法（令和7年4月1日施行）

運送契約締結時の書面交付義務化

POINT
運送契約の範囲や運賃・料金の明確化を図るため、運送契約締結時に、運送サービス（附帯業務等も含む）の内容やその対価等について記載した書面の交付が義務付けられます。



※書面交付は、荷主・トラック事業者双方に義務付けられます。

※トラック事業者が利用運送を行う場合も書面交付が必要です。（裏面を参照）

書面化によるトラック事業者のメリット



※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「物流業の効率化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。
※改正内容の詳細は、国土交通省HPにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」等をご確認ください。



国土交通省



JTA 全日本トラック協会

● 書面交付には、「法第12条」に基づくものと「法第24条」に基づくものがあります。

- ・ 荷主とトラック事業者が運送契約を締結するときは、相互の書面交付（第12条）
- ・ トラック事業者等が利用運送を行うときは、委託先への書面交付（第24条）



※ 荷主とは「自らの事業に關してトラック事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であつて、トラック事業者以外のもの」を指します。

※ 元請トラック事業者に運送を委託する貨物利用運送事業者も、荷主に該当します。

※ 下請構造の中にある貨物利用運送事業者は、委託先への書面交付（第24条）が必要です。

● 交付書面には、以下の事項を記載します。

- ① 運送役務の内容・対価
- ② 運送契約に荷役作業・附帯業務等が含まれる場合には、その内容・対価
- ③ その他特別に生ずる費用に係る料金（例：高速道路利用料、燃料サーチャージ等）
- ④ 契約の当事者の氏名・名称及び住所
- ⑤ 運賃・料金の支払方法
- ⑥ 書面を交付した年月日

個々の運送ごとに契約の範囲や料金を明確にしましょう！



待機時間料（30分～） 積込料・取卸料 燃料サーチャージ 有料道路利用料 など

● 書面の交付は、メール等でも可能です。

- ・ 書面の交付は、メール等の電磁的方法により行うことも可能です。

ただし、電磁的方法により行うことを契約の相手方が承諾している場合に限りです。

● 交付した書面は、その写しを1年間保存しなければなりません。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」をご参照ください。



Q トラック事業者が利用運送を行う場合は、どのような場合に「法第24条」に基づき、委託先への書面交付が必要になりますか？	
「法第24条」に基づき、委託先への書面交付が必要なのは、以下のいずれかの条件を満たす場合です。	
① トラック事業者が利用運送を行う場合	② トラック事業者が利用運送を行う場合
③ トラック事業者が利用運送を行う場合	④ トラック事業者が利用運送を行う場合
⑤ トラック事業者が利用運送を行う場合	⑥ トラック事業者が利用運送を行う場合
⑦ トラック事業者が利用運送を行う場合	⑧ トラック事業者が利用運送を行う場合
⑨ トラック事業者が利用運送を行う場合	⑩ トラック事業者が利用運送を行う場合
⑪ トラック事業者が利用運送を行う場合	⑫ トラック事業者が利用運送を行う場合
⑬ トラック事業者が利用運送を行う場合	⑭ トラック事業者が利用運送を行う場合
⑮ トラック事業者が利用運送を行う場合	⑯ トラック事業者が利用運送を行う場合
⑰ トラック事業者が利用運送を行う場合	⑱ トラック事業者が利用運送を行う場合
⑲ トラック事業者が利用運送を行う場合	⑳ トラック事業者が利用運送を行う場合
㉑ トラック事業者が利用運送を行う場合	㉒ トラック事業者が利用運送を行う場合
㉓ トラック事業者が利用運送を行う場合	㉔ トラック事業者が利用運送を行う場合
㉕ トラック事業者が利用運送を行う場合	㉖ トラック事業者が利用運送を行う場合
㉗ トラック事業者が利用運送を行う場合	㉘ トラック事業者が利用運送を行う場合
㉙ トラック事業者が利用運送を行う場合	㉚ トラック事業者が利用運送を行う場合
㉛ トラック事業者が利用運送を行う場合	㉜ トラック事業者が利用運送を行う場合
㉝ トラック事業者が利用運送を行う場合	㉞ トラック事業者が利用運送を行う場合
㉟ トラック事業者が利用運送を行う場合	㊱ トラック事業者が利用運送を行う場合
㊲ トラック事業者が利用運送を行う場合	㊳ トラック事業者が利用運送を行う場合
㊴ トラック事業者が利用運送を行う場合	㊵ トラック事業者が利用運送を行う場合
㊶ トラック事業者が利用運送を行う場合	㊷ トラック事業者が利用運送を行う場合
㊸ トラック事業者が利用運送を行う場合	㊹ トラック事業者が利用運送を行う場合
㊺ トラック事業者が利用運送を行う場合	㊻ トラック事業者が利用運送を行う場合
㊼ トラック事業者が利用運送を行う場合	㊽ トラック事業者が利用運送を行う場合
㊾ トラック事業者が利用運送を行う場合	㊿ トラック事業者が利用運送を行う場合



改正貨物自動車運送事業法（令和7年4月1日施行）

実運送体制管理簿の作成・ 情報通知の義務化

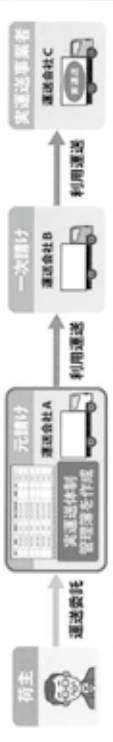
POINT

多重下請構造の可視化を図るため、元請事業者に対し、実運送事業者の名称や請負階層等を記載した**実運送体制管理簿**の作成が義務付けられます。

実運送体制管理簿の作成義務

実運送体制管理簿の作成が、元請トラック事業者に義務付けられます。

- 元請事業者は、貴荷主から引き受けた貨物の運送について利用運送を行ったときは、貨物の運送ごとに実運送体制管理簿を作成する必要があります。
- 引き受けた貨物をすべて自社で実運送する場合は作成不要です。



情報通知の義務

実運送体制管理簿の作成対象となる貨物の運送について、以下の義務が課されます。

- 利用運送を行う事業者は、委託先の事業者へ「下請情報」の通知を行う義務
- 実運送事業者は、元請事業者へ「実運送事業者情報」の通知を行う義務



実運送体制管理簿作成によるトラック事業者のメリット

- 元請事業者は、貴荷主に対して確かな輸送実績を説明できる
- 実運送事業者が収受する運賃・料金の適正化につながる
- 多重下請構造の実態が明らかにになり、その是正に向けた取組につながる



※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「改正貨物自動車運送事業法」に基づいて行われます。
※改正内容の詳細は、国土交通省HPにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」等をご確認ください。



国土交通省 全日本トラック協会

実運送体制管理簿の作成義務について

● 実運送体制管理簿の作成の対象は、1.5トン以上の貨物です。

- 対象となる貨物の重量は、1.5トン以上です。
- 実運送する際の重量ではなく、貴荷主から運送を引き受ける際の貨物の重量で判断します。

● 実運送体制管理簿には、以下の事項を記載します。



1荷主の1運送依頼あたりの重量が1.5トン以上

実運送体制管理簿のイメージ

① 実運送の番号又は名称
② 実運送事業者が実運送を行う貨物の内容及び区間
③ 実運送事業者の請負階層（一次請け、二次請け等）

品名	運送品名	運送品内容	運送品区間	運送品重量	運送品区間	運送品重量	運送品区間	運送品重量	運送品区間	運送品重量
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

既存の記帳表を活用するなど、事業者の取り組みやすい形で作成可能。電磁的記録での作成も可。

- 貴荷主は元請事業者に対し、実運送体制管理簿の閲覧請求ができます。
- 下請構造が固定化している場合には、運送ごとに作成する必要はありません。
- 実運送体制管理簿は、運送を完了した日から1年間保存しなければなりません。

情報通知の義務について

実運送体制管理簿の作成に必要な「実運送事業者の情報」を元請事業者が把握できるようにするため、所要の情報を通知する義務が各事業者に課されます。情報通知の流れは、以下の図を参考にしてください。



元請事業者の連絡先、貴荷主の名称、委託先の連絡先

実運送事業者の連絡先、貴荷主の名称、委託先の連絡先

実運送事業者情報の通知

- 元請事業者は、その運送が実運送体制管理簿の作成対象である場合は、運送委託を行う際に、当該運送が実運送体制管理簿の作成対象であることを、実際に委託先へ伝達するようにしてください。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」を参照ください。



改正貨物自動車運送事業法（令和7年4月1日施行）

委託先への発注適正化（健全化措置）

運送利用管理規程の作成・

運送利用管理者の選任義務化

委託先への発注適正化（健全化措置）

委託先への発注適正化（健全化措置）

POINT

利用運送を行うときに委託先への発注適正化（健全化措置）について努力義務が課されるとともに、一定規模以上の事業者については、健全化措置に関する管理規程の作成、管理者の選任が義務付けられます。

健全化措置のイメージ例

1 委託先への発注適正化（健全化措置）

2 運送利用管理規程の作成

3 運送利用管理者の選任

4 運送利用管理者の選任

健全化措置によるトラック事業者のメリット

運送事業者が収受する運賃・料金の適正化につながる

運送事業者が収受する運賃・料金の適正化につながる

国土交通省

JTA 全日本トラック協会

※貨物自動車運送事業法の改正は、令和6年4月に成立した「流通貿易の活性化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により行われるもので、令和7年4月1日より施行されます。

※改正内容の詳細は、国土交通省HPにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」等をご確認ください。

健全化措置の努力義務について

●利用運送を行う際には、以下の健全化措置を講じる努力義務が課されます。

1 利用する運送に要する費用の概算額を把握した上で、その概算額を勘案して利用の申込みをすること。

2 「荷主が提示する運賃・料金<①の概算額>である場合、当該荷主に對し、運賃・料金について交渉をしたい旨を申し出ること。

3 委託先のトラック事業者が更に利用運送を行う場合に關し、例えば「二以上の段階にわたる委託の制限（再々委託の制限）」等の条件を付すること。

運送利用管理規程の作成・運送利用管理者の選任義務について

●一定規模以上（前年度の利用運送量が100万トン以上*）のトラック事業者には、以下の義務が課されます。

①運送利用管理規程を作成し、国土交通大臣に届け出る義務

②運送利用管理者を選任し、国土交通大臣に届け出る義務

運送利用管理規程の必要項目

①健全化措置を実施するための事業の運営の方針を決定すること。

②健全化措置の実施及びその管理の体制を整備すること。

③実運送管理体制を構成する場合にあつては、当該実運送管理体制の作成事務を監督すること。

④運送利用管理者の選任に關する事項

運送利用管理者の職務

①健全化措置を実施するための事業の運営の方針を決定すること。

②健全化措置の実施及びその管理の体制を整備すること。

③実運送管理体制を構成する場合にあつては、当該実運送管理体制の作成事務を監督すること。

届出期限

利用運送量が100万トン以上となった年度の翌年度の7月10日まで*に届出をすることがあります。

※令和6年度に100万トン以上となった場合は、令和7年7月10日が届出期限となります。

詳細は、国土交通省ホームページにおいて公表している「改正貨物自動車運送事業法 Q&A」をご参照ください。

沖縄トラック情報 2025.7 16

會員事業者 各位

(公 印 省 略)

優秀運転者顕章候補者の推薦について（お願い）

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会事業運営に格別なるご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全日本トラック協会長より標記推薦依頼がありますので、「優秀運転者顕章規程」(別添1)に基づき、貴事業者の該当者を当協会宛に8月1日(金)迄にご推薦いただきますようお願い致します。

なお、ご推薦いただいた候補者の情報（個人情報）については、優秀運転者顕章表彰以外には使用致しませんことを申し添えます。

謹白

記

1. 提出書類 ①「優秀運転者顕章」候補者推薦書（別添3）
② 無事故・無違反証明書（コピーやSDカードでも可）

2. 提出方法 メール等にて8月1日(金)迄にご提出ください。
 メールアドレス ota.gyoumu@okitora.or.jp

「①優秀運転者顕章候補者推薦書」は、沖縄県トラック協会のホームページ「最新情報一覧」の上部に Excel データを準備しています。

(使用する Excel ファイルは、形式を変換せず Excel ファイルのまま送付ください)

3. 注意事項
- ①過去に受章した方は、同じ賞での推薦はできません。
 - ②金十字章を受けた方は、その後に銀十字章を受けることはできません。
 - ③運転免許証番号は必ず確認し、正確に記載してください。

Fax : 098-863-3591

「賃金引上げ等の実態に関する調査」にご協力ください。

厚生労働省

厚生労働省では、「令和7年賃金引上げ等の実態に関する調査」を実施します。

この調査は、民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的として、主要産業に属する常用労働者100人以上を雇用する会社組織の民営企業から産業別及び企業規模別に選定した約3,600企業を対象とし、1月から12月までの1年間の労働者の賃金改定状況について毎年調査しているものです。

調査の結果は最低賃金決定のための中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）の審議で使用するほか、労働経済白書をはじめとする賃金分析等において広く活用されており、非常に重要な役割を担った調査となっております。

対象になった企業におかれましては、調査の趣旨、重要性をご理解いただき、何卒調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。

※調査に御回答いただける企業数が減少傾向にあります。調査精度を維持するためにもぜひとも御理解・御協力のほど、よろしくお願いいたします。

事業者が行う退避や立入禁止等の措置について

— 令和7年4月から労働安全衛生規則等が一部改正 —

退避や立入禁止等の措置の対象者が拡大（基本原則）

- 令和7年4月1日から、事業者が「労働者」に対して行う退避や立入禁止等の措置の対象者が、「同じ場所で作業を行う全ての作業員」に拡大されました。この改正により、以下の1、2の人（個人事業者、他社の労働者、資材搬入業者など、契約関係の有無は問わない）に対しても保護措置の実施が義務付けられます。

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる個人事業者等

- 対象となる条文は、次の4つの省令において、作業場所起因する危険性への対処（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）を規定する条文（労働安全衛生法第20条、第21条、第25条及び第25条の2根拠）です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

車両系荷役運搬機械等を用いる作業の箇所に立入禁止の表示が義務付け

労働安全衛生規則第151条の7第1項（改正）

- 車両系荷役運搬機械等（フォークリフト、貨物自動車等）を用いて作業を行う時は、運転中の車両系荷役運搬機械等又はその荷に接触することにより危険が生ずるおそれのある箇所に、**当該作業場所において作業に従事する者が立ち入ることについて、立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示すること（その他の方法※も含む。）が義務付けられました。**ただし、誘導者を配置し、その者に車両系荷役運搬機械等を誘導させるときは、この限りではありません。

積卸し作業指揮者に行わせる作業の箇所に立入禁止の表示が義務付け

労働安全衛生規則第151条の70第2項（新設）

- 一の荷でその重量が100キログラム以上のものを貨物自動車に積卸し作業を行うときは、積卸し作業指揮者を定め、その者に関係労働者以外の労働者に立ち入らせない等の法定の事項を行わせなければなりません。

今般、積卸し作業指揮者に作業指揮を行わせる作業の箇所において、**労働者以外の者を含めて立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示すること（その他の方法※も含む。）が義務付けられました。**



はいの崩壊等により危険を及ぼす箇所に立入禁止の表示が義務付け

労働安全衛生規則第433条（改正）

- はい付け又ははいくずしの作業が行われている箇所で、はいの崩壊又は荷の落下により危険を及ぼすおそれのあるところに、**当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示すること（その他の方法※も含む。）が義務付けられました。**

※「その他の方法」：立入禁止の方法は、バリケードの設置やロープ、柵等の設置、出入口の施錠などの方法から実態に即したものを選定すればよく、表示による禁止が最も適切である等の趣旨ではありません。



事業者が行う退避や立入禁止等の措置に係る 労働安全衛生規則一部改正のQ&A

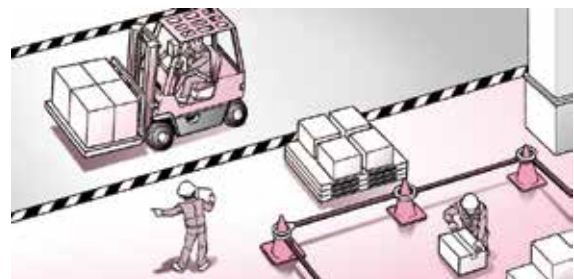
Q 1 退避や立入禁止等の措置の対象者が拡大されたとはどういうことですか？

- ◆ これまで、事業者は、直接雇用する「労働者」に対してのみ「退避」や「立入禁止」等の措置を行わなければなりませんでした。この措置の対象者が、「同じ場所で作業を行う全ての作業員」に拡大されたということです。これにより、事業者は、危険箇所での作業に従事したり、危険箇所で行う作業の一部を請け負う個人事業者や他社の労働者、資材搬入業者などの直接雇用契約の無い者に対しても、「退避」や「立入禁止」等の措置をしなければならないことになったということです。



Q 2 車両系荷役運搬機械等を用いる作業の箇所に立入禁止の表示が義務付けられたとはどういうことですか？

- ◆ フォークリフト、貨物自動車などの車両系荷役運搬機械を用いて作業を行うときは、当該作業場所に作業に従事する者が立ち入ると、運転中の車両系荷役運搬機械等やそれらの機械が取り扱っている荷に接触することにより危険が生ずるおそれがあるので、その箇所に、作業員が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示することが義務付けられたということです。ただし、誘導者を配置して、誘導者にフォークリフト、貨物自動車などの車両系荷役運搬機械を誘導させるときは、「立入禁止」や、「見やすい箇所に表示する」ということは必要ありません。
- ◆ 立入禁止の方法は、バリケードの設置やロープ、柵等の設置、出入口の施錠などの方法から現場の実態に即したものを選定すればよく、「文字による表示」で禁止をしなければいけないということではありません。
- ◆ 事業者は、労働者以外の者についても、「立入禁止」等の措置をしなければなりません。（6ヵ月以下の拘禁刑又は、50万円以下の罰金に処せられます。）



Q3 積卸し作業指揮者に行わせる作業の箇所に立入禁止の表示が義務付けられたとはどういうことですか？

- ◆ 一の荷で、その重量が100キログラム以上のものを貨物自動車に積卸す作業を行うときは、積卸し作業指揮者を定め、その積卸し作業指揮者に関係労働者以外の労働者を立ち入らせないようにするなどの事項を行わせなければなりません。
- ◆ 積卸し作業指揮者に作業指揮を行わせる作業の箇所において、労働者以外の者を含めて立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示することが事業者には義務付けられました。
- ◆ 立入禁止の方法は、バリケードの設置やロープ、柵等の設置、出入口の施錠などの方法から現場の実態に即したものを選定すればよく、「文字による表示」で禁止をしなければいけないということではありません。
- ◆ 事業者は、労働者以外の者についても、「立入禁止」等の措置をしなければなりません。6ヵ月以下の拘禁刑又は、50万円以下の罰金に処せられます。



Q4 はいの崩壊等により危険を及ぼす箇所に立入禁止の表示が義務付けられたとはどういうことですか？

- ◆ はい付け又ははいくずしの作業が行われている箇所で、はいの崩壊又は荷の落下により危険を及ぼすおそれのあるところに、当該作業に関係する者以外の者が立ち入ることを禁止する旨を見やすい箇所に表示することが事業者には義務付けられました。なお、作業箇所を通行する者を安全に通行させるために必要な指示をすることは、はい作業主任者の職務です。
- ◆ 立入禁止の方法は、バリケードの設置やロープ、柵等の設置、出入口の施錠などの方法から現場の実態に即したものを選定すればよく、「文字による表示」で禁止をしなければいけないということではありません。
- ◆ 事業者は、労働者以外の者についても、「立入禁止」等の措置をしなければなりません。6ヵ月以下の拘禁刑又は、50万円以下の罰金に処せられます。

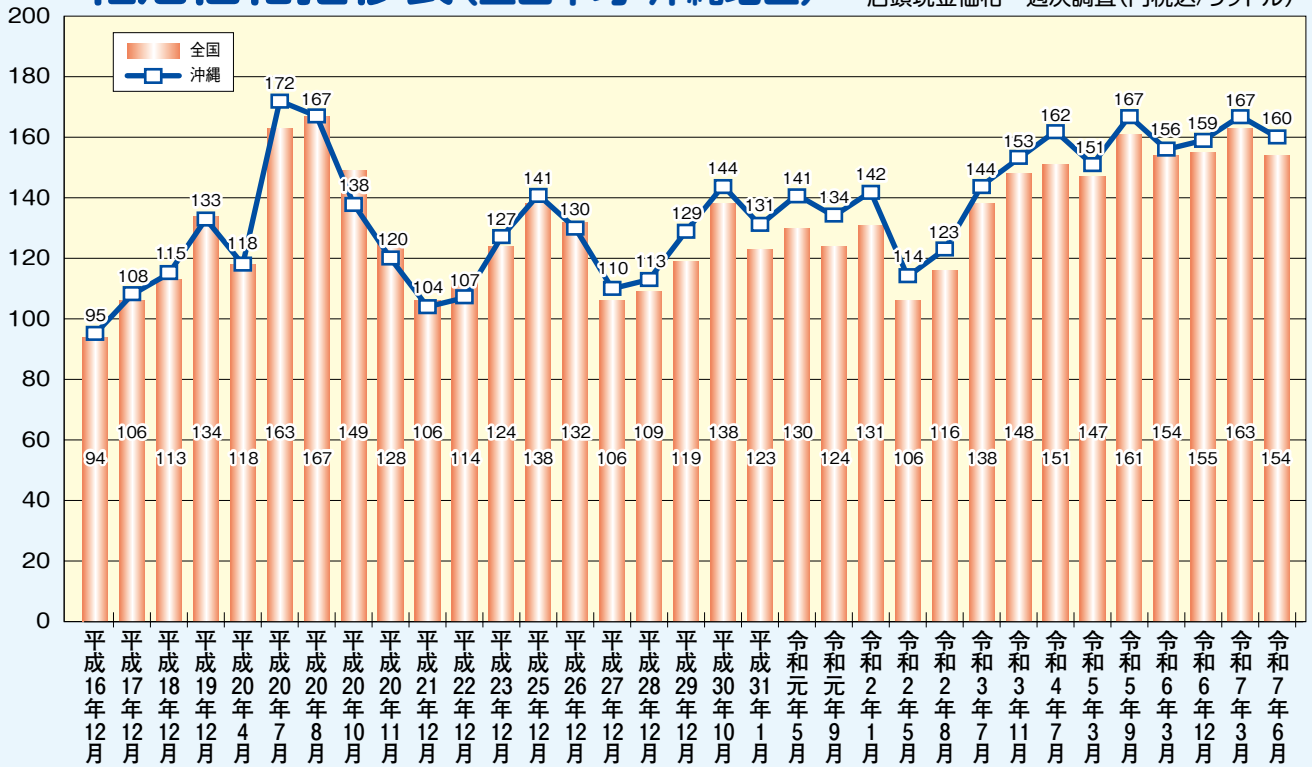


Q5 今回の省令改正により、作業指揮者やはい作業主任者の職務との関係はどのようになりますか？

- ◆ 事業者は、作業指揮者を定め、当該指揮者に労働者の立入りを禁止させ、又ははい作業主任者に作業箇所を安全に通行させるために必要な指示をさせることがありますが、労働者以外の作業に従事する者と、作業指揮者の間には指揮命令関係が存在しないことを踏まえて、作業指揮者等の義務の追加ではなく、事業者の直接の義務として「労働者以外の作業に従事する者」の立入りを禁止することとしています。
- ◆ なお、事業者がその義務を果たすための方法として、作業指揮者又ははい作業主任者、あるいは双方に当該措置の実施を命じることにより、労働者以外の作業に従事する者に対する立入禁止の措置を講ずることも認められます。

軽油価格推移表 (全国平均・沖縄地区)

2025年6月2日 現在
店頭現金価格 週次調査(円税込/リットル)



経産省資源エネルギー庁公表 小数点以下切り捨て

協会 日誌

2025年 7月行事予定

- 1 (火) Gマーク申請受付～14日／第1回 広報部会 (4F研修室) 12:00～13:30
- 2 (水) 首都圏キット利用協同組合来協(沖ト協) 14:00～(予定) ※21名
- 3 (木) 全ト協海上コンテナ部会合同会議及び総会 (静岡) 14:00～
- 4 (金) 上里康雄氏春の叙勲「旭日双光章」受章祝賀会 (ロワジールホテル那覇) 18:00
- 10 (木) 全ト協理事会・政連評議員会 (第一ホテル東京)
- 14 (月) 全国専務理事業務連絡会議 (新潟グランドホテル)
- 19 (土) 第44回 沖縄県トラックドライバー・コンテスト 実科競技 (運転免許センター)
- 21 (月) 海の日
- 29 (火) 初任運転者・一般運転者・指導監督者等に対する安全運転教育研修 (沖ト協 5F) 09:30～

2025年 8月行事予定

- 5 (火) 第3回 理事会(予定)
- 7 (木) 災害物流専門家研修 (沖ト協 5F) 10:00～16:10
- 8 (金) 災害物流専門家研修 (沖ト協 5F) 10:00～16:10
- 11 (月) 山の日
- 23 (土) 第30回 沖縄県フォークリフト運転競技大会 (沖ト協)
- 25 (月) 引越講習(基本講習) (5F研修室) 10:00～16:00
- 26 (火) 引越講習(管理者講習) (5F研修室) 10:00～16:00

会員だより

◆ 入 会

事業所名／代表者名	電 話	F A X	〒	所 在 地
宮波産業／波平 宣明	090-6862-7074		906-0007	宮古島市平良字東仲宗根116-3
(有)ミナミ建設	098-945-7103	098-945-7113	901-1203	南城市大里字大城1820-7

沖縄の新しいものづくりを応援する特例措置

国 税

2つの特例措置のうち、いずれかを選択

※設備取得価額の合計額…100万円以上が対象になります。

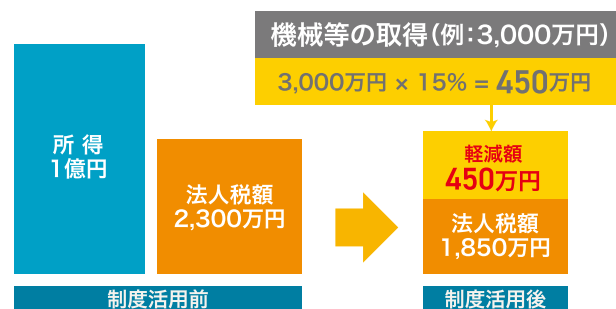
投資税額控除

建物を建てた・機械を買った時に活用できる！

設備取得価額(限度額20億円)の一定割合を法人税額から控除

- ・機械・装置、器具、備品：15%
- ・建物・建物附属設備・構築物：8%

※控除額は法人税額の20%以内、繰越期間4年(措置実施計画期間内)



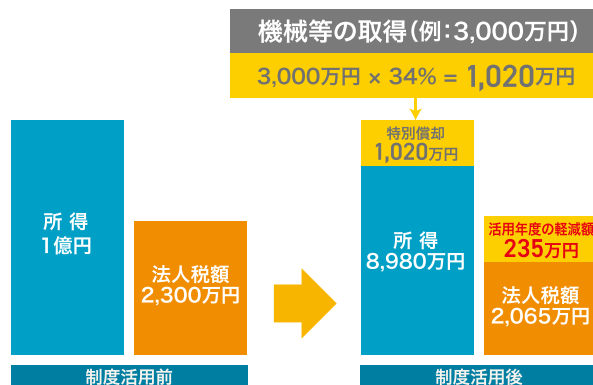
※法人税率を23%として算出

特別償却

個人事業主も対象！

設備取得価額(限度額20億円)の一定割合を特別償却

- ・機械・装置、器具、備品：34%
- ・建物・建物附属設備・構築物：20%



※法人税率を23%として算出

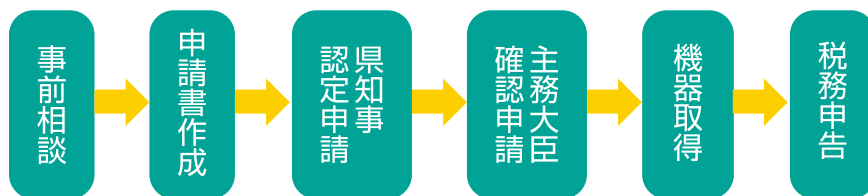
地方税

国税と一緒に活用できる！課税減免の特例措置

※土地に対する課税減免は、土地取得の翌日から1年以内に対象家屋建設の着手があった場合に限ります。

法人事業税	対象設備の新増設から5年間(措置実施計画期間内)、 課税減免 (当該設備に直接従事した事業員の配置により計算)
不動産取得税	以下の設備の新増設に係る不動産取得税を 課税減免 ・対象設備である家屋(直接対象事業の用に供するものに限る)・家屋の敷地である土地の一部
固定資産税 ※倉庫業を除く	新増設した家屋、償却資産、土地に対し5年度分(措置実施計画期間内)を 課税減免
事業所税の課税軽減 ※那覇市のみ	対象施設において行う事業に対し、資産割の課税標準の対象床面積を5年間(措置実施計画期間内)、 1/2減免

制度を受けるまでの基本的な流れ



事業に役立つ
融資制度もあります！

詳細は、ワンストップ相談窓口まで！

お問い合わせ 公益財団法人沖縄県産業振興公社 沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口
TEL:098-894-6377 Email:okitoku@okinawa-ric.or.jp
〒901-0152 沖縄県那覇市小禄1831番地1沖縄産業支援センター4階営業時間8:30-17:15(土日・祝日を除く)

